

申請者各位

株式会社 住宅性能評価センター

日頃より各種申請にて(株)住宅性能評価センターをご利用いただき誠に有難うございます。  
審査及び検査に関するお知らせをさせていただきます。

===== **お知らせ** =====

### 【フラット35 S】金利Bプラン 省エネルギー性 の基準変更 について

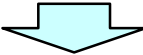
住宅金融支援機構では住宅・建築物の省エネルギー対策を推進するため、新築住宅及び既存住宅の【フラット35】金利Bプラン 省エネルギー性基準の適用条件を見直すことになりました。

#### ■ 変更内容 ■□

現行の基準では【「断熱等性能等級4の住宅」又は「一次エネルギー消費量等級4以上の住宅」】であり、『どちらかの基準に適合すること。』でしたが、変更後は【「断熱等性能等級4の住宅」かつ「一次エネルギー消費量等級4以上の住宅」】となり、『両方の基準に適合する必要がある。』こととなります。

#### 【新築住宅・既存住宅共通基準】

現 行	
金利 B プラン 省エネルギー性	断熱等性能等級4の住宅 <b>又は</b> 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅



見直し後	
金利 B プラン 省エネルギー性	断熱等性能等級4の住宅 <b>かつ</b> 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅

#### ■ 変更時期 ■□

令和3年1月の「設計検査申請分」から対象になります。（「申請分」とは当社が正式に受付をした日）  
（設計検査が省略される申請の場合は、設計検査に変わる申請の申請日が対象となる予定です。例：設計性能評価申請の申請日が令和3年1月以降の場合は対象）

□ 補足 □

金利Bプランのうち省エネルギー性以外の基準 及び 金利Aプランの基準は変更ありません。

以上